

第3編 計画の推進に向けて

第1章 環境配慮指針

環境基本計画を推進し、望ましい環境像を実現していくためには、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境に配慮した取り組みを行うことが必要です。

この章では、市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が事業活動を行っていくうえでの、具体的な環境へ配慮した行動を「環境配慮指針」（ガイドライン）として示しました。

一人ひとりが、できることから実践し、少しずつ積み重ねていくことで、本市全体として大きな成果につながっていきます。

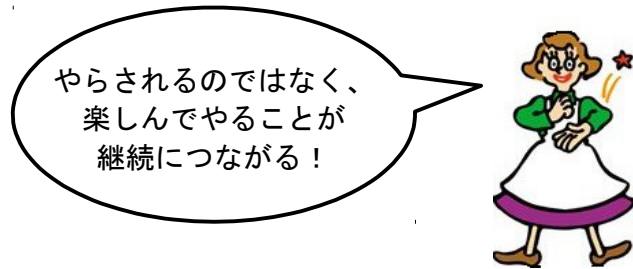
■できることから実行しましょう

取り組みの難易度によってステップ1から3までに分かれています。どの項目から実践していただいてもかまいません。

「これならできる」「やってみたい」という行動を選んで、できるところから、継続して取り組んでいくことが重要です。



(市民ワークショップの様子)



■ 市民の声
(市民ワークショップより)

■できたことのチェック

また、この環境配慮指針は、自分たちがどれだけ取り組んでいるのかを確認するシートとしてもお使いください。

特に事業者においては、削減目標や努力目標を数値化して設定することや、年次計画を立てて実行することにより、より実践的な取り組みが可能となります。

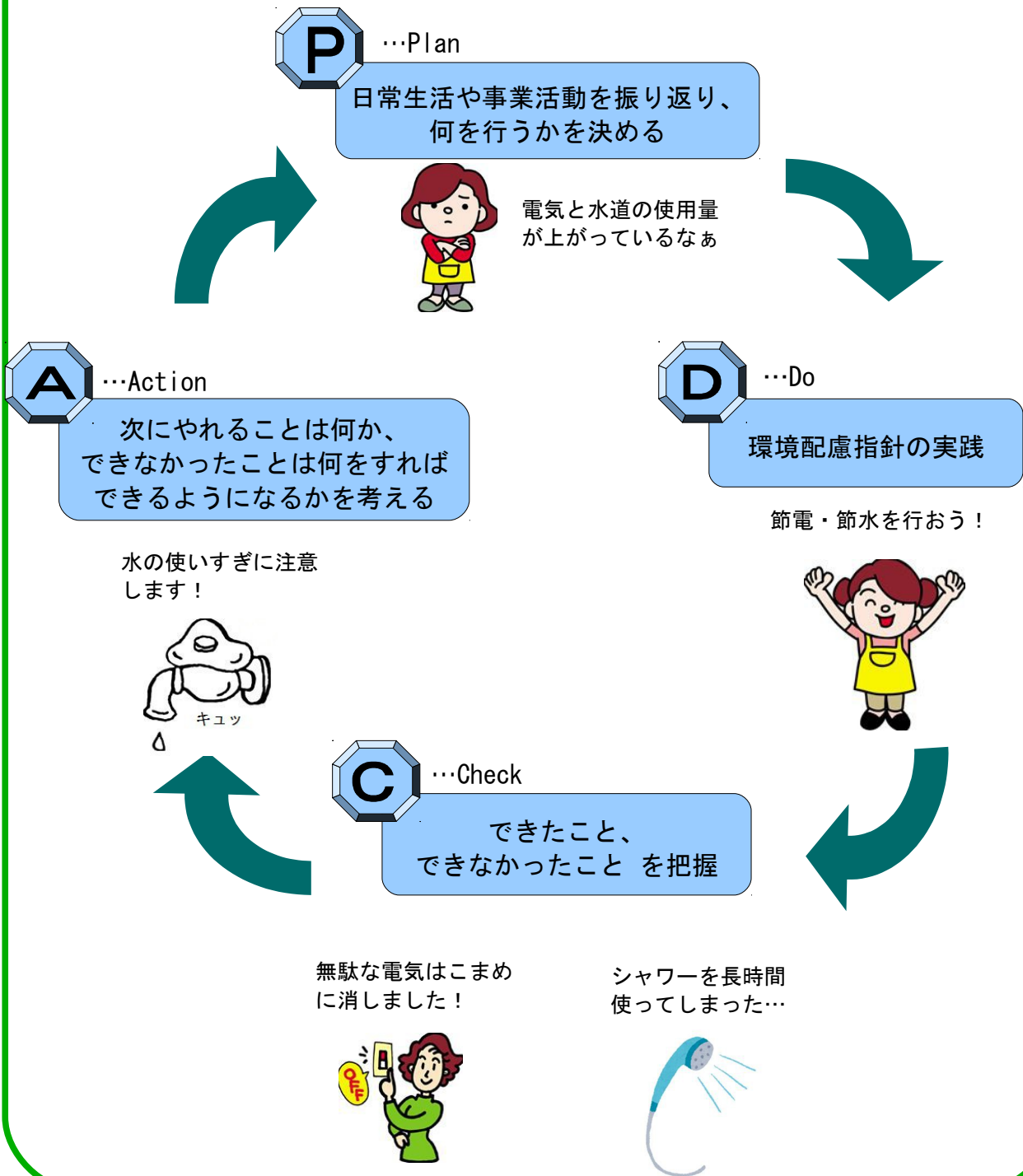


■ 市民の声
(事業者アンケートより)



(新エネルギー等検討会議の様子)

環境配慮指針の活用方法



第1節 市民の環境配慮指針

わたしたちは、便利な生活と引き換えに、地球全体に大きな負担をかけていることを考え、ここに示されたこと以外にも、環境に配慮した行動に取り組んでいきましょう。

◎ステップ1

環境配慮の基本となる省エネや動植物の保護、マナーやモラルに関する取り組みなど、普段の生活ですぐに取り組めるものを示しました。

ちょっとした心づかいで、みんなが気持ちよく暮らせるまちにもつながります。

ステップ1

- エコドライブに取り組みます
- 節電・節水を行います
- ごみの分別排出を徹底し、減らすよう努めます
- マイバッグを持参し、レジ袋を断ります
- 放射線について正確な知識を得るように努めます
- 野生の生物や植物を大切にし、持ち帰りません
- ペットは最後まで責任を持って飼育します
- できるだけ徒歩か自転車で移動します
- グリーン購入に努めます
- 古紙回収や廃食用油のリサイクルに取り組みます
- 犬ふんは持ち帰ります
- ポイ捨てはしません
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行います



町内会でも犬ふん放置や
ポイ捨てをしないように
呼びかけています！

■ 市民の声
(ワークショップより)

できるだけ自転車で
出かけるように
しています！



■ 市民の声
(ワークショップより)

◎ステップ2

買い物をするときには、その製品の必要性や品質、省エネ性能など環境にやさしい側面についても検討してみてください。

また、猪苗代湖の環境保全活動や地域の美化活動などへも、ぜひご参加ください。

美しい環境を守っていくためには、“誰かがやってくれる”ではなく、自分が積極的に実践していく必要があります。

ステップ2

- 省エネ家電の導入に努めます
- エコカーの購入や利用を推進します
- 公共交通機関の利用に努めます
- 地産地消に協力します
- 庭の緑化や地域の美化活動に取り組みます
- 環境フェスタなどの環境関連のイベントに参加します
- 猪苗代湖の環境保全活動へ参加します

◎ステップ3

住宅の新築や建て替えは、省エネ化をすすめる絶好の機会です。設備を交換するときも、環境に配慮した設備等の導入について、無理にならない範囲でご検討ください。

ステップ3

- 住宅の断熱改修や高効率な照明器具（LED照明など）を導入します
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを活用します
- HEMS*などの導入に努め、エネルギーの無駄をなくします
- 美しい景観づくりに努め、住宅の新築などの際には周辺環境と調和がとれるよう配慮します
- 生ごみの堆肥化を行います
- 植林活動や下草刈りなどの里山保全活動に参加します

第2節 事業者の環境配慮指針

事業活動は、その業種、業態や規模にかかわらず、環境へ何らかの影響を与えています。今日の環境問題を解決していくためには、「法的に必要な取り組み」を遵守していくことはもちろん、自主的・積極的に環境に配慮した取り組みを推進していくことが必要です。

また、環境に配慮した製品やサービスを提供していくことで、それを利用する市民も環境にやさしい生活が実践されるようになります。

こうした状況を踏まえながら、できるところから環境に配慮した取り組みを進めていけるよう、ここに示されたこと以外にも、最新の技術革新等の動向を考慮し、より多くの取り組みを実践していきましょう。

◎法的に必要な取り組み

事業を行っていくうえで必要な、法令等に定められた取り組みです。

法的に必要な取り組み

- 排出ガス、排水、騒音、悪臭の法基準を守ります
- 化学物質による土壌汚染や地下水汚染の防止対策をします
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行います
- 廃棄物は適正に排出し、処分します
- 最大積載量を遵守します

◎ステップ1

環境配慮の基本となるステップで、普段の事業活動ですぐに取り組めるものを示しました。

従業員や経営者が日ごろから環境に対する意識を高め、継続した取り組みを行っていくことが重要となります。

ステップ1

- エコドライブに取り組めます
- ごみの分別排出を徹底し、減量を図ります
- マイバッグ推進や簡易包装などを積極的に行います
- グリーン購入に努めます
- 地域での清掃活動に積極的に協力します
- 従業員が環境に関する知識を得られるよう研修を行います

◎ステップ2

事業活動や従業員数の規模に応じて、可能な限り環境への影響を低減していくことも必要ですが、これとあわせて、事業所の周辺に住む人たちが快適に暮らすための配慮や事業活動に対する理解を得ていくことも重要です。

ステップ2

- 食品残さや廃食用油のリサイクルを推進します
- 事業場の断熱化や照明の高効率化（LED照明などの導入）を進めます
- 再生資源物の利用に努めます
- 低公害車の導入に努めます
- 従業員の公共交通機関や自転車による通勤を促進します
- 敷地内の緑化に努め、景観に調和した建物や看板の整備に努めます
- リスクコミュニケーション*などを進めて、周辺の住民との良好な関係を築きます
- 猪苗代湖の環境保全活動に参加します

◎ステップ3

環境へ配慮した行動は、企業の社会的責任（CSR）の実践やSDGsの取り組みとも連動しており、その1つとして環境に配慮した行動を実践する企業も増えています。

また、省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入は、コスト面でメリットを受けることもありますので、省エネ診断等の活用により、様々な検証をすることが重要です。

ステップ3

- 開発にあたっては、自然環境保全や野生生物の生育環境に配慮します
- 物流システムの効率化を図ります
- 製品の耐久性の向上や補修により、製品の長寿命化に努めます
- 従業員の公共交通機関や自転車による通勤を促進します
- 環境マネジメントシステム*の構築を進め、省エネ型の経営を推進します
- 植林活動や下草刈りなどの里山保全活動を支援します
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を推進します
- BEMS*などの導入に努め、エネルギーの使用を高効率化します
- 環境保全の取り組みについて、積極的に情報公開します
- 環境フェスタなどの環境関連のイベントに参加・協力します

第2章 計画の進行管理

第1節 計画の推進・管理体制

本計画に示された望ましい環境像の実現に向けて、計画の着実な推進を図るためには、庁内の体制とともに市民や事業者との協働により、取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの主体の連携を図り施策を総合的に推進できるよう、以下の推進体制等を位置づけます。

1 組織体制

(1) 環境管理委員会【市内部の推進体制】

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として副市長を統括者とし、関係部局長により構成する「環境管理委員会」を設置しています。この委員会で市役所の各部局間の連携及び取り組みの調整を図り、総合的に取り組みを進めていきます。

(2) 環境審議会*【外部の調査・審議体制】（資料5）

環境の保全に関する基本的事項等について、調査審議するために設置しています。この審議会は、市民及び学識経験者、関係団体等で構成されており、市長は環境の状況や環境保全等について諮問や報告を行い、意見等を求めていきます。

(3) 新エネルギー等検討会議等【外部の推進体制】（資料10）

この計画を策定するにあたり、新エネルギー等に係る計画の内容の検討、状況の評価等について、意見を聴取することを目的とし、学識経験者、関連団体及び市民団体等で構成する「新エネルギー等検討会議」を設置しました。

今後は、当該会議の組織を基本としながら、他の関係団体や事業者等とのさらなる連携を図り、再生可能エネルギー導入や温室効果ガス削減について市と情報の共有化を行うことで、地域における取り組みを進めていきます。

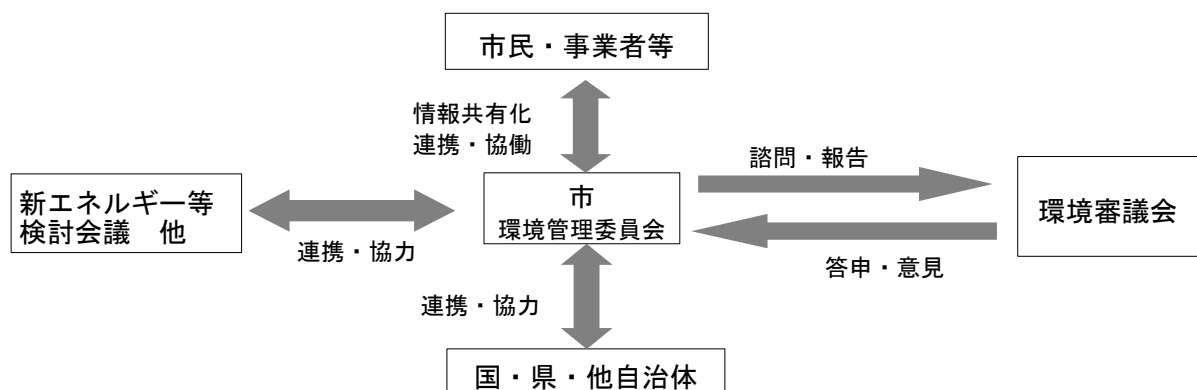
2 連携・協働体制のあり方

(1) 市民・事業者等との連携・協働体制の整備

環境基本計画の目標を実現するため、積極的に啓発活動を行い、各種情報の共有化を図りながら、市民・事業者や環境団体等との情報交換や事業の連携・協働を進めます。

(2) 広域的な連携・協力の推進

広域的な環境課題や地球環境問題等については、地方自治体の域を越えて相互に影響を及ぼし合うため、国、県や他の地方自治体との緊密な協力・連携を図ります。



第2節 進行管理

本計画における施策を着実に推進し、環境目標の達成を目指していくためには、施策の進捗状況や目標に対しての到達度を把握し、その状況を評価し、評価結果を計画の見直しや施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み（環境マネジメントシステムのPDCAサイクル*）に基づき、計画の進行管理を行います。

進行管理の流れ

- 1 実施計画の策定
本計画に掲げられた環境施策事業について、当該年度の実施計画を作成します。
（環境マネジメントシステムによる分類1の取り組み*）
- 2 環境施策等の取り組み推進
年次実施計画に基づき、環境施策の取り組みを市民・事業者とともに推進します。
- 3 取り組み状況の点検・評価
各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者等へ公表するとともに、環境審議会等に報告するなど、意見や提言を踏まえ、「環境管理委員会」で評価を行います。
- 4 事業等の見直し
点検、評価の結果を基に、取り組み内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。

